

平成29年度 第13回 教育研究評議会議事概要

日 時 平成30年3月19日（月） 15:00～16:20

場 所 事務局3階第1会議室（旦那原キャンパス）

出席者 別紙のとおり

議事概要の確認

平成29年度第11回及び第12回の教育研究評議会議事概要（案）を確認した。

議 題

1 学生の懲戒処分について（資料1-1～2）

豊田理工学部長から、学生懲戒規程に基づく調査委員会の調査結果及び相当処分案について資料に基づき説明があった。

本件について、当該学生を無期停学としたい旨の説明があり、審議の結果、本件を了承した。

また、委員から当該学生の処分内容について疑問である旨の意見があった。

2 教員の任用計画について（資料2-1～8）

土居教育学部評議員、大崎経済学部門長、守山医学部門長、阿部福祉社会科学部門長、越智COC+推進部門長、岡田高等教育開発センター次長及び越智入学企画支援部門長から、資料に基づき説明があり、審議の結果、提案のあった教員の任用計画について了承した。

3 平成30年度計画（案）について（資料3-1～2）

津村理事から、資料に基づき説明があり、審議の結果、本件を了承し、経営協議会及び役員会に付議することとした。

4 学生懲戒規程の一部改正について（資料4-1～3）

越智理事から、資料に基づき説明があり、次のとおり質疑応答があった。

委 員：議題1の案件について、当初の学部からの案を学部の学生生活委員会へ差し戻した経緯及び手続について、教育研究評議会の審議を経たのか説明願いたい。

越智理事：学生生活委員会へ差し戻すことについて、教育研究評議会の審議は経ていない。学部から処分案の提案があり、私のもとで学部と協議を行った。処分案について、法的な解釈と学部の対応を確認した上で、学部で考え直したいとの意見があり、学部の学生生活委員会へ差し戻した。今後、学生による事

件・事故等に係る手続きを体系化して対応したい。

委員：学生の事案に関しては、全学よりも学部の方が詳しいが、そのような点は規程に反映されているのか。

越智理事：まず全学調査委員会で可能な限り情報を集めた上で、懲戒処分とするか否かを審議する。事案の詳細については、学部等調査委員会で確認するプロセスを想定している。

委員：学生懲戒規程の改正案第5条において、「全学調査委員会において審議するかどうかについて、確認するものとする。」が冗長的な表現のため、「全学調査委員会において審議する。」に変更することを提案する。

越智理事：学長に報告された時点で、全学調査委員会を立ち上げ又は学部等調査委員会による調査を行うかについて判断するため「確認するものとする。」とした。学部が主体的に動けるよう余地を残したものである。

委員：全学調査委員会の審議について、十分な情報が得られない状態で、懲戒処分に当たるかもしれないといった判断をすることは、不合理ではないか。学生の処分という重大な判断であるため、学生の懲戒処分は事実関係を適切に調べることが重要ではないか。

学長：マスコミの対応は時間との勝負であり、マスコミから質問や情報が入ったときの対応も適切に行う必要がある。柔軟な対応をするため、方向性だけでも決めた方がよい。最初から懲戒ありきではなく、事案ごとに対応を判断していくものであり、学生の権利を侵害するものではない。

委員：事案の詳細を知らない委員が集まる全学調査委員会において、懲戒処分の可能性について判断することはいかがなものか。

越智理事：あくまで初動の話であり、学部等調査委員会の設置を依頼する場合は、懲戒ありきではなく、懲戒処分に当たる可能性があるときに依頼することとなる。

委員：全学調査委員会では、学生から直接事情聴取をする機会がないため、懲戒処分の可能性を判断することは難しいのではないか。

越智理事：学生からの事情聴取は、学部等調査委員会に付託したい。学部で判断したものを全学調査委員会で確認し、相互の間で考え方の相違がある場合は、協議を行い、学生から事情聴取を行いたい。

委員：全学調査委員会において懲戒処分に相当すると判断された事案でも、学部等調査委員会において懲戒処分に相当しないと判断することが想定されるという認識でよいか。

学長：その認識でよい。

- 委員：この懲戒規定の考え方では、「懲戒処分相当行為」と「教育的措置」が区別され、懲戒手続きは「懲戒処分相当行為」の認識が出発点になっている。しかし、教育機関である大学の学生に対する対応は全て「教育的措置」の観点で行われるものであって、その中で、特に重大な案件が本規程の懲戒処分の対象になるのではないか。それは、調査の中で明らかになるのであり、当初から「懲戒処分相当行為」を認定するような規程で、しかも、その認定の基準も明確ではないので、懲戒対象が広がるおそれがあり、大きな問題である。
- 越智理事：現在の規程では、事件・事故の原因行為の悪質性及び結果の重大性から懲戒処分に相当するか否かを判断している。原因行為の悪質性について、刑法上の解釈で判断されるものと考えられるが、学部に法律の専門家がいるとは限らず、全学調査委員会で検討する過程をとりたいと考えている。
- 委員：学長が学生を育てたいということに対しては、共通の認識をもつ。それであれば、学生の問題に対しては全て教育的措置を前提とし、その上で特に必要な案件について懲戒の手続きに入るか否かの判断を行うことが適切ではないか。
- 学長：将来的に見直しを行うかもしれないが、最初はこの方針を進め、学部と連携をとり、学生への対応を進めたいと考えている。

審議の結果、福祉社会科学部研究科長外1名が反対を表明したが、議長が賛成多数とまとめ、本日付で制定、平成30年4月1日付で施行することとした。

5 国際教育研究推進機構及びアドミッションセンターの設置に伴う内部規則の改正等について（資料5-1～5）

西園理事及び越智理事から、資料に基づき説明があった。

なお、委員から、アドミッションセンターについて、作題体制も含めた組織づくりとしていただきたい旨意見があった。

審議の結果、本件を了承し、経営協議会に報告の上、役員会に付議することとした。

6 職務発明規程の一部改正及び職務発明等における相当の利益に関する細則の新規制定について（資料6-1～3）

西園理事から、資料に基づき説明があり、審議の結果、本件を了承し、本日付で制定、平成30年4月1日付で施行することとした。

7 学術情報拠点副拠点長（医学図書館担当）の選考について

学長から、3月31日付けで任期満了となる学術情報拠点副拠点長（医学図書館担当）について、後任の候補者として、現副拠点長（医学図書館担当）である医学部岸田哲子教授（再任）を推薦する旨の説明があり、審議の結果、本件を了承した。

8 経営協議会の学外委員について（資料7）

学長から、前々回の本会議で了承後、引き続き委員の就任を予定していた委員1名から急遽退任の申出があったため、その後任の委員について資料に基づき説明があり、意見聴取の結果、本件を了承した。

報告

1 SATREPS 事業に係る大分大学と熱帯医学研究所、サンラザロ病院との協定締結について（資料8-1～4）

西園理事から、資料に基づき報告があった。

2 学内共同教育研究施設等の長及び次長候補者について（資料9）

学長から、資料に基づき報告があった。

その他

1 退任挨拶

3月31日付けで退任する評議員から、退任の挨拶があった。

2 事務系役職者の退職、転出について（参考資料）

伊豆島理事から、机上配付した参考資料に基づき、3月31日付けで退職又は転出する事務系役職者について説明があった。

次回の開催日程について

第14回教育研究評議会（臨時）（持ち回り）

来年度教育研究評議会について

第1回教育研究評議会

平成30年4月18日（水） 事務局第一会議室（旦野原キャンパス）

（5月開催：5月15日（火）、6月開催：6月19日（火）を予定）

説明資料

- 平成29年度第11回教育研究評議会議事概要（案）
- 平成29年度第12回教育研究評議会議事概要（案）
- 資料1-1 学生の懲戒について（申請）【回収資料】
- 資料1-2 調査報告書【回収資料】
- 資料2-1 任用等予定者一覧
- 資料2-2 教員選考資料（教育学部門）【画面提示】
- 資料2-3 教員選考資料（経済学部門）【画面提示】
- 資料2-4 教員選考資料（医学部門）【画面提示】
- 資料2-5 教員選考資料（福祉社会科学部門）【画面提示】
- 資料2-6 教員選考資料（COC+推進部門）【画面提示】
- 資料2-7 教員選考資料（高等教育開発部門）【画面提示】
- 資料2-8 教員選考資料（入学企画支援部門）【画面提示】
- 資料3-1 平成30年度計画（案）（見え消し版）
- 資料3-2 平成30年度計画（案）（文部科学省提出版）
- 資料4-1 学生懲戒規程の見直しについて
- 資料4-2 学生懲戒等に係る手続きの流れについて（案）
- 資料4-3 大分大学学生懲戒規程の一部を改正する規程（案）
- 資料5-1 国際教育研究推進機構概要
- 資料5-2 国際教育研究推進機構関係規程（案）
- 資料5-3 アドミッションセンター概要
- 資料5-4 大分大学アドミッションセンター規程（案）
- 資料5-5 国際教育研究推進機構及びアドミッションセンター設置に伴う改正内部規則
- 資料6-1 国立大学法人大分大学職務発明規程の一部を改正する規程（案）
- 資料6-2 国立大学法人職務発明等における相当の利益に関する細則（案）
- 資料6-3 国立大学法人大分大学における職務発明等に対する補償金の支給基準等について（重要通知）
- 資料7 経営協議会学外委員（案）
- 資料8-1 COLLABORATIVE RESEARCH AGREEMENT OU&RITM
- 資料8-2 Memorandum of Agreement Between Oita University in Japan And The
Research Institute for Tropical Medicine in the Philippines
- 資料8-3 COLLABORATIVE RESEARCH AGREEMENT OU&SLH
- 資料8-4 MEMORANDUM OF AGREEMENT OU&SLH
- 資料9 次期福祉科学研究センター長、高等教育開発センター長及び次長候補者について
- 参考資料 事務系役職者一覧